

別府市監査委員告示第6号

監査結果について

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定により監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

記

監査対象 防災局
防災危機管理課

令和3年6月1日

別府市監査委員 惠良 寧

同 手束 貴裕

同 中尾 薫

監 査 報 告 書

監査委員は、別府市監査基準（令和2年監査委員告示第2号）に準拠し、本監査を実施した。

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項に規定する財務監査及び同条第2項に規定する行政監査

2 監査の対象

防災局防災危機管理課の原則として令和2年度の事務事業を対象としたが、必要に応じ過年度も対象とした。

3 監査の着眼点

監査に当たっては、事務及び事業が法令に基づいて適正に、かつ、次に掲げる事項に沿って行われているかに留意するものとした。

- (1) 住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる。
- (2) 常に組織及び運営の合理化に努める。

なお、財務事務執行については、内部チェック機能の整備運用状況及び過去の監査において指摘が多くリスクが高い「現金取扱事務」及び「公有財産管理」等に重点を置くものとした。

4 監査の主な実施内容

監査に当たり、防災局長及び防災危機管理課長に、事務概要、執行状況等の説明を求め、次の内容で実施した。

- (1) 防災局防災危機管理課の担当事務、職員の状況、当該年度の重点事業等の資料を基に、上記3の観点から監査重点項目を次のとおり決定した。

重点 監 査 項 目	
現金取扱事務	前渡資金について
	寄附金受納について
切手その他金券類管理事務	切手その他金券類の管理について
公有財産の管理事務	公有財産の管理について

非常用備蓄品の管理	非常用備蓄品の管理状況について
補助金	別府市防犯協会連合会補助金について
契約事務	委託契約について
工事の執行	マンホールトイレ設置工事

(2) 監査委員及び事務局職員により、重点監査項目に関する財務証票その他関係書類等の確認を行うとともに、事務執行過程における状況について、防災局防災危機管理課担当者へのヒアリングを実施した。

また、証拠として関係書類を複写保存し、精査を行った。

(3) 非常用備蓄品については、各備蓄場所において現物実地調査を行うとともに、付随する関係書類の提出を受け、照合確認を行った。

(4) 工事については、契約書類、設計図書等関係書類の確認を行うとともに、所管課及び工事担当者から説明を受け、施工状況を調査した。

(5) 監査委員全員により、項目ごとに、監査途中における問題点やリスクの評価等について意見交換を行うとともに、重要な点において、別府市監査基準第15条に定める事項が認められるか協議した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 監査委員室、監査事務局事務室、防災危機管理課事務室等

(2) 実施日程 令和3年4月6日から令和3年5月18日まで

6 監査の結果

別府市監査基準に基づき、重要な点において上記1から5に掲げる記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

一方、その他の観点から一層の事務の適正化等に努めるべく、是正又は改善が求められる事項は次のとおりである。

(1) 現金取扱事務について

資金前渡職員が災害時等の避難者の食糧費として常時必要とするため、前渡を受けた資金を手提げ金庫に現金保管していた。別府市会計事務規則では、資金前渡職員は、即時に支払を要する場合又は特別の理由のある場合を除くほか、前渡を受けた資金を金融機関に預け入れて確実に保管しなければならないと規定されている。

別府市会計事務規則に基づき適正に事務処理されたい。

(2) 公有財産の管理について

防災危機管理課が管理している市有地については既に行政目的を失っており、普通財産として管理すべきである。

別府市公有財産規則に基づき適正に事務処理されたい。

(3) 非常用備蓄品について

非常用備蓄品の主要4品目については、市の計画した備蓄目標に達するよう努力されたい。また、各備蓄場所での「備蓄物品管理台帳」が整備されていない。収納場所及び賞味期限（使用期限）等も明示し、必要な物資を必要な時に提供できるよう「備蓄物品管理台帳」を整備されたい。

非常用備蓄品については購入計画を適宜見直し、その計画に沿った備蓄品の管理を推進されたい。

上記指摘事項は、いずれも法令等に定められた手続き等の意味や事務事業の実施目的、またその効果に関する認識が希薄となり、各作業段階での確認が行き届いていないために発生したものと思料される。

監査の結果に関する措置を講じる際には、リスク管理において実効性のあるものとなるよう考慮されたい。

なお、監査の結果に基づく、又は監査の結果を参考とした措置の状況については、令和4年3月末までに報告されたい。